

手続についての留意事項<地域防犯カメラ>

交付申請時

☆ 交付申請書に添付する書類について ※各2部ご用意ください。

<「防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1号）」の裏面をご参照ください。>

- ・「(1) 防犯カメラの購入又は賃借に要する費用の見積書」について

付帯品・工事費用について内訳を確認させていただきますので、見積書を作成される際にはご留意ください。1契約につき複数台のカメラを設置する場合は、補助対象に当たらない経費が含まれることがあるため、付帯品・工事費用について内容詳細を確認させていただきます。録画装置（ハードディスクなど）や配線を共用している場合などは、図面のほか内訳がわかる書類（例：システム構成図）で、その旨をご説明ください。ご不明な点は、事前に大阪市住まい公社民間住宅課あてご相談ください。

- ・「(2) 設置する防犯カメラの概要がわかる図面及びカタログ」について

図面には、防犯カメラ（対象外含む）・録画装置・モニター・プレート等（下記参照）、見積書に記載のある機器等の設置場所を必ず示してください。録画装置・モニターは、不特定の者が出入りや閲覧できない場所に設置しなければなりませんのでご注意ください。（管理規程（例）参照）。

カタログは、見積書との整合及び設置完了時の検査のため、メーカー名・品番・価格が確認できるものをご用意ください。

- ・「(3) 防犯カメラを設置する場所の現況写真」について

防犯カメラを設置しようとする場所の写真とその場所に設置した場合の撮影イメージ写真を添付してください。

- ・「(4) 交付申請書に添付する「防犯カメラを設置する場所を表示した付近見取図」について

最寄り駅を含め、1500分の1程度の縮尺にて作成し、防犯カメラ等を設置する場所を表示してください。

- ・「(7)～(9) 住戸数が5戸以上であることがわかる書類」について

販売時又は募集時のリーフレットなどでも結構です。

☆ 交付申請書に使用する印鑑について

- ・個人の場合は、認印（印面がゴム製のものは不可）
- ・法人の場合は、法人代表者の印
- ・マンション管理組合などの場合は理事長などの代表者印

「〇〇会社」、「〇〇マンション管理組合」、「〇〇自治会」、「〇〇振興町会」、「〇〇連合振興町会」の印は使用できませんので、代表者印がない場合は代表者個人の認印（印面がゴム製のものは不可）を押印してください。

☆ 交付申請書に記入誤り等がある場合や添付書類が不足している場合は、受付できませんのでご注意ください。また訂正印をいただくことがありますので、できるだけ印鑑（上記「交付申請書に使用する印鑑について」参照）をご持参ください。

交付決定後行わなければならない事項

☆ 防犯カメラの設置及び運用に関する事項を定めた管理規程が必要です。設置完了届に添付して提出してください。

当該管理規程には、少なくとも次の事項を記載してください。

- ① 設置目的
- ② 設置者及び管理責任者
- ③ 設置場所及び台数
- ④ 設置している旨の表示
- ⑤ 取扱者の制限
- ⑥ 撮影された画像の保管と廃棄
- ⑦ 撮影された画像の利用制限
- ⑧ 苦情処理

☆ 当該補助を受けて設置した防犯カメラの設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラを設置していること及び当該防犯カメラの設置者の名称を記載したプレート等」を設置することが必要です。

交付決定内容変更等について

- ☆ 補助対象内容に変更が生じた場合には、速やかに大阪市住まい公社民間住宅課あて連絡してください。
- (例)・賃借による設置の場合、契約期間の始期が変更することにより、年度中に支払う賃料が変動するとき・・・変更内容がわかる賃貸借契約書等が必要です。
- ☆ 申請者に変更が生じた場合には、「防犯カメラ設置費補助金変更届(様式第6号-2)」及び変更の事実が確認できる書類を提出してください。(「変更届」は大阪市住まい公社民間住宅課あて請求してください。)
- (例)・相続により賃貸共同住宅の所有者が変更になったとき・・・所有者変更後の賃貸共同住宅の建物の登記事項証明書が必要です。
- ・マンションの管理組合の理事長が変更になったとき・・・理事長を選任した総会等の議事録などが必要です。
 - ・入居者組織や振興町会等の代表者が変更になったとき・・・代表者を選任した際の議事録などが必要です。
- ☆ 事前の届け出なく、申請内容と異なる設置を行った場合、補助金を交付できないことがあるためご注意ください。

設置完了届の提出及び設置完了時の検査について

- ☆ 設置完了届(様式第8号)には、次のものを添付してください。
- ① 防犯カメラの購入又は賃借に係る契約書 ② 防犯カメラの設置後の現況写真
 - ③ 撮影された画像 ④ 防犯カメラの管理規程
- ☆ 設置後の現況写真には、「防犯カメラや録画装置など補助対象となる機器」及び「防犯カメラを設置していること及び当該防犯カメラの設置者の名称を記載したプレート等」を含めてください。
- ☆ 設置完了届を郵送にて提出される場合は、「防犯カメラの購入又は賃借に係る契約書」は写しを同封してください。原本照合を行うため、設置完了時の現場検査の際に契約書の原本をご持参ください。
- ☆ 大阪市住まい公社より、現場検査に伺います。設置内容の説明ができる方の立会をお願いします。また、撮影画像を防犯カメラの設置場所にて確認するため撮影画像を映す機器をご用意ください。ご用意いただけない場合は、検査ができませんのでご注意ください。
- ☆ 検査において、公共的な場所が画像面積の3分の1未満や記録装置又はプレートの設置場所が適正でない等の是正指導を受けた場合は、速やかに対応してください。是正されない場合は、交付決定を取消します。

実績報告書の提出について

- ☆ 実績報告書(様式第9号)には、支払領収書(原本)又は支払銀行口座引き落とし通帳(原本)を添付してください。原本は確認後、返却します。

防犯カメラの維持管理及び管理状況の報告

- ☆ 防犯カメラは設置を完了してから少なくとも3年間は適切に維持管理してください。
- 違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- やむを得ない事情により継続して設置することが困難となった場合には、速やかに大阪市住まい公社民間住宅課あて連絡してください。
- ☆ 防犯カメラの設置を完了した日から起算して1年に達する日、2年に達する日、3年に達する日からそれぞれ4週間以内に「防犯カメラ管理状況報告書」(様式第14号)を提出してください。

防犯カメラ設置費補助制度

申請を行う前に必要な事項（補足）

- (1) 防犯カメラを設置することについて設置場所の所有者（使用する権利を有する者も含む）の同意を得てください。
- (2) 設置にあたり道路交通法その他法令に基づく許可等が必要な場合は、許可等を受けてください。なお、許可には時間がかかりますので、お早めに手続きしてください。

(例) 道路占用許可（大阪市建設局路政担当 Tel(6615)6678）
道路使用許可（大阪府警 各所轄警察署）
公園施設設置許可（大阪市ゆとりとみどり振興局各公園事務所：くらしの便利帳 P75 参照）

※手続き等には、費用がかかる場合があります。詳細は各担当にお問い合わせください。